

請願番号	請願 第 1 号
受理年月日	令和4年5月27日受理
付託委員会	文教厚生常任委員会
<p>(件名) ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について</p> <p>(紹介議員)</p> <p>坂口 洋之</p> <p>(請願の要旨)</p> <p>21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。</p> <p>学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.公立中学校での35人学級を早急に実施すること。</p> <p>2.学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、特別支援教育支援員の増員や少数職種(養護教諭、栄養教諭、事務職員)の複数配基準など教職員定</p>	

数改善を推進すること。

3.自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。

4.複式学級の少人数化への定数改善を図ること。